

証券検査を巡る最近の動向について

～24年度証券検査基本方針と最近の指摘事例

平成24年10月29日

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課長 鈴木 恭人

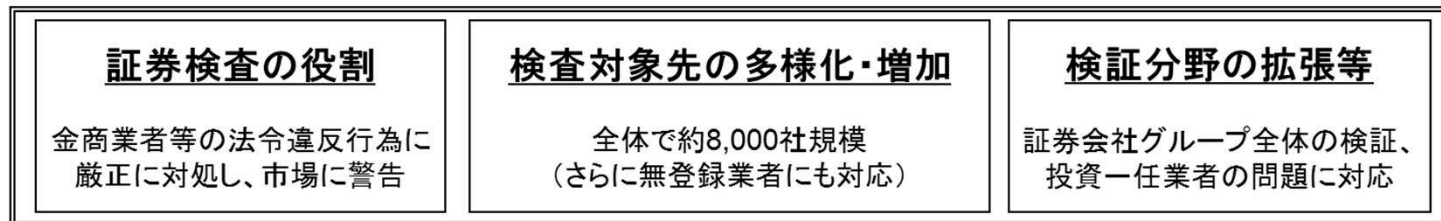
目次

I . 平成24年度証券検査基本方針	3
II . 平成24年度証券検査基本計画	14
III . 最近の主な指摘事例	15
(平成23年12月～平成24年10月)		

I. 平成24年度証券検査基本方針(1)

平成24年度証券検査基本方針のポイント

《基本的考え方》



＜特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施＞

- ・ 業態、規模その他の特性、情報等を総合的に勘案し、リスク・ベースで検査対象先を選定
- ・ 業態と顧客の特性及び金融商品・取引に対するリスク感度を高め、情報の収集・分析能力を強化



《実施方針》

＜主な重点検証事項＞

- ・ 金商業者等の市場仲介機能
- ・ 法人関係情報の管理
- ・ 投資勧誘の状況

＜投資一任業者に対する取組み＞

- 集中的な検査を実施
- 年金運用ホットラインを開設

I. 平成24年度証券検査基本方針(2)

基本的考え方

(1) 証券検査の役割

- ・市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護

(2) 検査対象者の多様化・増加

- ・対象業者数約8,000社、商品・取引の多様化・複雑化
無登録業者も対象

(3) 検証分野の拡張等

- ・大規模で複雑な業務を行う証券会社グループ全体の財務の健全性、内部管理態勢及びリスク管理態勢の検証
- ・取引のインフラであるITシステムの信頼性の確保等のためシステムリスク管理態勢の検証
- ・投資一任業を行っていた投資運用業者が、虚偽報告により巨額の損失を隠蔽して、長期間営業を続けてきた問題が判明

I . 平成24年度証券検査基本方針(3)

(4) 検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

- 検査実施のカバレッジは低水準(IMFのFSAP指摘)
- これまでは、個人投資家保護に重点
(参考)これまでの集中的な検査
Jリート業者、FX業者、ファンド販売業者、投資助言・代理業者
- 個別業者の検査実施の優先度の判断
業態、規模その他の特性、様々な情報を収集・分析
市場位置付けや問題点等を勘案し、リスクベースで選定
- 今後の課題
 - ・業態、顧客の特性、複雑・多様化する金融商品・取引に対するリスク感応度の向上
 - ・情報の収集・分析能力の強化

I. 平成24年度証券検査基本方針(4)

検査実施方針

(1) 検査対象先の特성에応じた重点検証事項

① 業態その他の特性に着目した検証事項

イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能

- ・ゲートキーパーとしての機能の発揮状況
- ・反社会的勢力との取引の未然防止態勢
- ・本人確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行の態勢
- ・引受業務に係る引受審査等の業務の適切性
- ・証券化商品等のリスク管理態勢及び販売管理態勢

ロ. 法人関係情報の管理等

- ・公募増資等の法人関係情報の登録・情報隔壁の状況
- ・内部者及び役職員による売買の審査状況
- ・営業部署における情報の不適切な利用の防止の状況

I . 平成24年度証券検査基本方針(5)

ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為

- ・自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、
- ・その防止策の観点から売買審査態勢
- ・空売り規制(明示確認、価格規制、ネイキッド・ショート・セリングの禁止、書面交付義務等)に係る管理態勢

ニ. 投資勧誘の状況

- ・投資信託の販売
商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料等の説明
- ・店頭デリバティブ取引や仕組債等の販売
想定最大損失や解約清算金等のリスクなど、投資判断に影響を及ぼす事項の説明

I. 平成24年度証券検査基本方針(6)

ホ. 投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守状況

- 忠実義務、善管注意義務等
- 利益相反管理態勢、デューディリジェンス

- これまでは、個人投資家保護の観点から、投資信託委託業や投資法人資産運用業を優先
↓
- 投資一任業者の集中的な検査の実施
 - ・業務の実態や法令等遵守状況を検証
 - ・外部から重要性・有用性の高い情報を収集するため、専用の「年金運用ホットライン」を開設
 - ・年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化

へ. 信用格付業者の業務管理態勢

- ・利益相反防止や格付けプロセスの公正性確保

I. 平成24年度証券検査基本方針(7)

② 内部管理態勢・財務の健全性

イ. 内部管理態勢等

- ・業務運営上の問題が認められた場合における、その背後の内部管理態勢・リスク管理態勢
- ・大規模・複雑な業務を行う証券会社グループにおける内部管理態勢等(連結規制・監督の導入への対応)

ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

- ・リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢(障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託先管理)

ハ. 財務の健全性等に関する検証

- ・顧客資産の分別管理の状況
- ・純財産額及び自己資本規制比率の状況

I. 平成24年度証券検査基本方針(8)

(2) 効率的・効果的で実効性ある検査に向けた取組み

① 業態その他の特性等によるリスクを踏まえた検査先の優先度

イ. 継続的に検証を行う対象

- 第一種金融商品取引業者(登録金融機関を含む)
- 投資運用業者
- 信用格付業者

検査の頻度や検証項目に濃淡をつけて対応

- 具体的な検査対象先業者の選定に当たっての優先度
外部から寄せられる情報等を積極的に収集・分析
市場環境の変化、個別業者の問題点等を勘案して判断

I. 平成24年度証券検査基本方針(9)

ロ. 随時検査を行う対象

- 第二種金融商品取引業者
- 投資助言・代理業者
- 金融商品仲介業者等

外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断

ハ. 無登録業者

- 無登録業者による重大な金商法違反に対して、必要に応じ、個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を実施

I. 平成24年度証券検査基本方針(10)

② 検査の実効性の向上

イ. 予告検査の実施

- ・原則は、無予告検査
- ・検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に判断し、必要に応じて予告検査を実施

ロ. 双方向の対話の充実

- ・検査対象先の経営陣等との双方向の対話を通じて、業務運営上の問題点等に係る認識を共有

ハ. 検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

- ・検査忌避等、検査の実効性阻害行為に対し厳正に対処

I . 平成24年度証券検査基本方針(11)

- ③ 金融庁・財務局等との連携強化
 - ・監督部局との間で、相互の問題意識や情報を共有
 - ・証券会社グループについて、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携
 - ・検査部局と連携して、金融コングロマリットを構成するグループ企業に対する検査を実施
 - ・外国当局との間で情報交換・監督カレッジ等により連携強化

- ④ 自主規制機関との連携
 - ・監視機能の総体としての向上のため、自主規制機関の監査・考査等との連携を強化

- ⑤ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表
 - ・検査の透明性及び予測可能性の向上に資するため、適時に見直し、公表

Ⅱ. 平成24年度証券検査基本計画

区 分	22年度 (計画)	22年度 (実績)	23年度 (計画)	24年度 (計画)
第一種金商業者等 (うち監視委) (〃 財務局)	150 (40) (110)	140 (34) (106)	随時実施 ^(注2)	150 (40) (110)
第二種金商業者等	随時実施	45	随時実施	随時実施
自主規制機関	必要に応じて 実施	1	必要に応じて 実施	必要に応じて 実施
無登録業者	—	—	随時実施	必要に応じて 実施

(注) 1. 検査計画、実績の件数は、着手ベース。

2. 23年度は、東日本大震災等の影響により、検査計画の件数を示すことは困難であった。

Ⅲ. 最近の主な指摘事例(1)

第一種金融商品取引業者

- ① 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況(ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為等)
- ② 投資信託の乗換えに関し、顧客に対して重要な事項を説明していない状況
- ③ 顧客分別金信託を不正に流用している状況
- ④ 外国投資信託受益証券につき、基準価額が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供等を行っている行為
- ⑤ 業務運営に関し重大な問題が認められる状況(システムの管理及び運用状況に重大な問題が認められる状況等) ※FX業者
- ⑥ 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等

Ⅲ. 最近の主な指摘事例(2)

- ⑦ 公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況等

投資運用業者

- ① 投資一任業務に関して、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況(投資一任契約の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為等)
- ② 投資一任契約に係る善管注意義務違反

第二種金融商品取引業者

- ① 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況(極めて不適切な行為に関与している状況等)
- ② 顧客に対し虚偽のことを告げる行為、自己の名義をもって他人に取得勧誘を行わせている状況及び著しく不当な行為を行っている状況

Ⅲ. 最近の主な指摘事例(3)

投資助言・代理業者

- ① 検査を忌避する行為
- ② 投資顧問契約の締結に関し、偽計を用いる行為
- ③ 無登録で集団投資スキーム持分に係る私募の取扱いを行っている状況及び著しく不当な勧誘を行っている状況

適格機関投資家等特例業務届出者

- 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

(参考)

「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」

「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」

(<http://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/kensa.htm#03>)

Ⅲ. 最近の主な指摘事例(4)

無登録業者・無届業者に対する禁止命令等の申立て

- 平成23年12月22日、(株)Eファクトリー(東京都新宿区)及び(株)エクセレント(東京都新宿区)を被申立人として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止命令を東京地裁に申立て(平成24年2月3日、同地裁が発令)

(参考)

「無登録業者・無届業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て」

(<http://www.fsa.go.jp/sesc/mutouroku/index.htm>)

法人関係情報の管理態勢関連

